



発行 新潟県

号外 1
令和元年11月14日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主要目次

告示

- 633 知事指定薬物の指定（医務薬事課）
- 634 道路の区域変更（道路管理課）
- 635 道路の供用開始（道路管理課）

告示

◎新潟県告示第633号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和元年11月14日

新潟県知事 花角 英世

1 知事指定薬物の名称

- (1) 1-（ベンゾフラン-6-イル）-N-エチルプロパン-2-アミン（通称名：6-EAPB）及びその塩類
- (2) 1-（ベンゾフラン-4-イル）-N-エチルプロパン-2-アミン（通称名：4-EAPB）及びその塩類
- (3) （1-シクロヘキシルメチル-1H-インドール-3-イル）（ナフトレン-1-イル）メタノン（通称名：NE-CHMIMO、JWH-018 cyclohexylmethyl derivative、CHM-018）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和元年11月15日

◎新潟県告示第634号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年11月14日

新潟県知事 花角 英世

1 道路の種類 県道

2 路線名 佐渡一周線

3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員	延長
---	---	------	-------	----

佐渡市両津湊字川方196番から	新	8.0～53.0メートル	2,591.8メートル
同市住吉字上浜25番1まで	旧	6.0～23.0メートル	2,436.8メートル

備考1 路線の重用

一部区間県道両津真野赤泊線と重用

2 路線の重複

一部区間佐渡市道両津幹線9号線、佐渡市道住吉33号線と重複

◎新潟県告示第635号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年11月14日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市両津湊字川方196番から同市住吉字上浜25番1まで
- 3 供用開始の期日 令和元年11月14日